



【統計】ストレスチェック制度の実施状況について

労働者自身のストレスへの気づきや、職場環境の改善などにつながるストレスチェック制度が平成27年12月より施行されて、1年半余となります。施行後、初めて公表された「ストレスチェック制度の実施状況」について、今回のあおぞらレターでお伝えします。

■ストレスチェック制度とは…

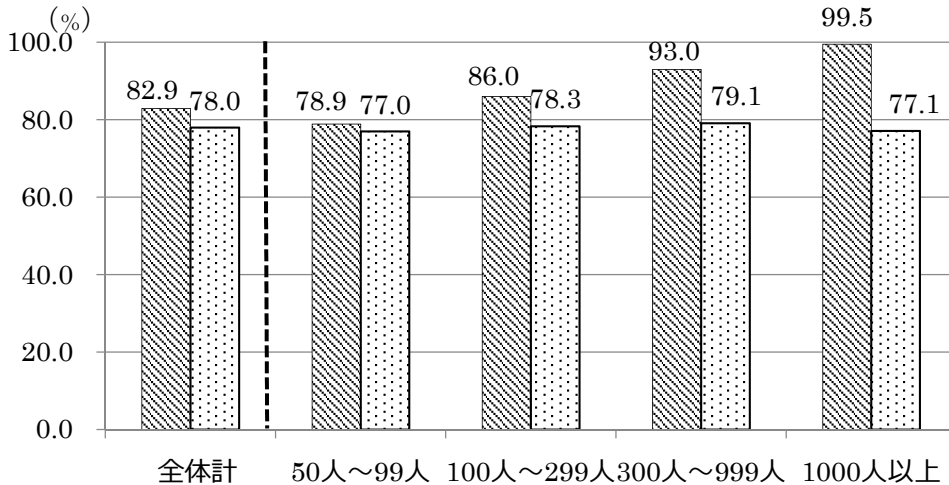
職場におけるメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的に、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対し、平成27年12月から年1回のストレスチェックとその結果に基づく面接指導などの実施が、義務付けられています。（面接指導は、高ストレス等に該当した労働者から希望があった場合に行う）

■ストレスチェック制度の実施状況について

平成29年6月末現在、ストレスチェック制度の実施が義務付けられた事業場のうち、所轄の労働基準監督署に実施報告書の提出があったものについて集計されています。



1. 事業場規模別 ストレスチェック制度の実施と受検状況



事業場規模で多少差があるものの、法律上実施義務のある多くの事業場では、ストレスチェック制度が着実に実施されていることがわかります。

■ 制度を実施した事業場の割合
□ 受けた労働者の割合



2. 事業場規模別 医師による面接指導を受けた労働者の状況

事業場規模	全体計	50人～99人	100人～299人	300～999人	1000人以上
医師による面接指導を受けた労働者の割合	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%

ストレスチェックの実施に比べ、面接指導を受けた労働者の数は少ない状況です。しかし、単にストレスチェックを行うだけでなく、面接指導及びその後の適切な対応が、深刻なメンタルヘルス不調を未然に防ぐことにつながります。ストレスチェック制度をしっかり実施し、労基署へ報告を行うと共に、労働者が自らのストレス状況に気づき、対処するきっかけづくりをしていきましょう。 出所：厚生労働省衛生課調べ「ストレスチェック制度の実施状況」（平成29年7月）



統計の詳細

<厚生労働省 ストレスチェック制度の実施状況を施行後初めて公表します>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172107.html>

<厚生労働省 ストレスチェック制度の実施状況>

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11303000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu-Roudouiseika/0000172336.pdf>



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277